

2014年2月吉日

お客様各位

AZALEA EXPRESS  
株式会社 ジェネック

### 出港前報告制度における対応について

平素より弊サービスをご利用頂き、誠にありがとうございます。

平成24年3月の関税法等の改正により、諸外国から日本向けに船積みされるコンテナ詰め貨物の集荷に関する詳細情報を、当該貨物船積港の出港する24時間前までに、電子的に報告することが義務付けられる出港前報告制度（日本版24時間ルール）が本年3月（平成26年3月）に施行されます。

当該制度が施行されるに当たり、積地側にて積荷貨物情報の早期入手、内容詳細化が求められることとなります。下記内容についてご協力をお願い致します。

#### 記

##### 1. 積地における船積情報送信タイミングの早期化

弊社では、船積まで積載貨物の情報を日本税関へデータ送信・リスク判定を完了させることにしています。よって、船積情報の送付は現行より2~3日程度早くなります。

##### 2. 積地における船積情報（書類）の内容詳細化

当制度において、下記項目の詳細化が義務付けられておりますので、積地における提出（データ）書類には、詳細な情報を記載の上、データ（書類）差し入れにご協力をお願い申し上げます。

- 荷主情報：荷受人名＋住所（＋国コード）＋電話番号＋郵便番号
- 品目情報：詳細な品目情報 ＋ HSコード(6桁)
- 危険品情報：危険品積載の場合は、IMDGコード、UN NO.が必要です。

必要なデータ（書類）が入手できない場合、船積ができない場合もあります。

お客様からお預かりした貨物を滞りなく日本でお引渡しするため、ご理解・ご協力の程宜しく  
お願い申し上げます。また、輸出者（SHIPPER）側への情報の展開をして頂ければ幸いです。

ご不明な点がございましたら、担当二木（TEL:092-451-2844）までお問い合わせください。  
また今回の法令改正の概要に関しましては、以下税関のホームページをご参照ください。

[http://www.customs.go.jp/news/news/advance3\\_j/index.htm](http://www.customs.go.jp/news/news/advance3_j/index.htm)

以上